従業員貸付金制度規程

第1条(目的)

従業員貸付金制度は社員の福祉の増進のため、会社が必要と認めた者について貸付を行うものである。

第2条(対象者)

従業員貸付金制度の対象者は、勤続年数5年以上の正社員とする。パートタイマー、 嘱託社員など、正社員以外の雇用区分の者については本規程を適用しない。

第3条(貸付金限度額)

貸付金の限度額は、申込み時点の退職金共済積立額の2分の1までとする。貸付を 希望する者は、限度額の範囲において希望する額の貸付を受けることができる。

第4条(申込み手続および条件)

貸付の申込み手続および条件は、以下の各号のとおりとする。

- ①貸付を希望する者は、会社に対して、貸付申請書を提出する。
- ②貸付の可否の決定は、取締役会においてこれを行う。
- ③貸付が承認された際には、本人および連帯保証人が記名押印の上、借用書を提出 する。
- ④返済期間は、最長で退職日までとし、個別に決める。金利は1年銀行定期預金の 金利を貸付金利とし決算期末に現金で支払うものとする。よって複利計算は行わ ない。
- ⑤前条の定めに関わらず、会社の状況および金融情勢により貸付ができないことが ある。

附 則

この規程は、令和3年8月1日より施行する。